

《市民税所得割額の確認方法》

令和6年度後期（9月から3月分）は、令和6年度の市民税所得割額（令和5年1月1日から令和5年12月31日の収入分）を基準に確認します。確認方法は次のとおりです。

○市民税特別徴収者（主に給与所得者の方）

令和6年6月頃に勤務先から受け取った令和6年度の「給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の決定・変更通知書」をご覧ください。

○市町村民税を納付書又は口座振替で納めている方（事業を営んでいる方など）

令和6年6月頃に市から郵送された令和6年度の「市民税・県民税・森林環境税納税通知書」をご覧ください。

○上記以外の方法として、令和6年1月1日時点で住民登録があった市区町村で令和6年度の「市区町村民税課税（非課税）証明書」を取得（有料）し、確認いただくこともできます。

◇給与から市民税が差し引かれている方の確認方法（会社員・公務員など）

「市民税所得割額⑥」＋「摘要欄の税額控除額（住宅借入金等特別控除額など）の市民税額」

「給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）」の「市民税額 所得割額⑥」と、摘要欄に「住宅借入金等特別税額控除額」など税額控除額の市民税額に記載がある場合は、その合計額で算定します。（ただし、定額減税額は除きます。）

令和6年度 給与所得等に係る 市民税・県民税 森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）															
所得	給与収入				主たる給与以外の所得区分	総所得金額①	課税標準	総所得③	山林所得	分離短期譲渡	分離長期譲渡	株式等の譲渡	上場株式等の配当	先物取引	
	給与所得														
所得控除	雑損				所得控除合計②	控除額	税額控除額	税額控除額	税額控除額	税額控除額	税額控除額	税額控除額	税額控除額	税額控除額	
	医療費														
	社会保険料														
	小規模企業共済														
摘要	生命保険料				基礎	基礎	基礎	基礎	基礎	基礎	基礎	基礎	基礎	基礎	
	地震保険料														
住宅借入金等特別税額控除額 市民税 円, 県民税 円															

市民税		県民税	
税額控除前所得割額④		税額控除前所得割額④	
税額控除額⑤		税額控除額⑤	
所得割額⑥		所得割額⑥	
均等割額⑦		均等割額⑦	
特別徴収税額⑧		特別徴収税額⑧	
控除不足額⑨		控除不足額⑨	
既充当額⑩		既充当額⑩	
既納付額⑪		既納付額⑪	
差引納付額⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿		差引納付額⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿	
変更前税額⑳		変更前税額⑳	
増減額(㉑-㉒)		増減額(㉑-㉒)	
変更月		変更月	

◇自分で市民税を納めている方の確認方法（自営業者など）

「税額控除額（調整控除額を除く）」＋「差引所得割額」

「市民税・県民税納税通知書（兼税額決定通知書）」の４ページ目の、「税額控除額（調整控除額を除く）」と「差引所得割額」の合計額で算定します。

納税者住所・氏名

令和 年度

通知書番号

整理番号

**市民税・県民税・森林環境税納税通知書
(兼税額決定通知書)**

あなたの税額を本書のとおり決定しましたので通知します。

納付場所

●横浜銀行 ●三井住友銀行 ●三菱東京UFJ銀行
 ●スルガ銀行 ●みずほ銀行 ●かながわ信用金庫
 ●湘南信用金庫 ●中央労働金庫 ●逗子市役所
 ●ゆうちょ銀行及び郵便局(神奈川県、東京都、千葉県、埼玉県、茨城県、栃木県、群馬県及び山梨県内)
 *各本支店で取り扱っております。

年税額 ①＋②＋③ 円

給与からの特別徴収税額 ① 円

公的年金からの(仮)特別徴収税額 ② 円

普通徴収税額 ③ 円

市民税・県民税の各納期の納付額及び納期限などは２頁をご覧ください。 1

課税計算明細書 (単位:円)

区	分	課税標準額	市民税	県民税	
所得	総所得				
	山林・その他				
	分離課税	短期譲渡			
		長期譲渡			
		株式等の譲渡			
		上場株式等の配当			
		先物取引			
	割額	調整控除額		△	△
		配当控除額		△	△
		住宅借入金等特別税額控除額		△	△
寄附金税額控除額			△	△	
外国税額控除額・調整税額			△	△	
額	配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除額		△	△	
	差引所得割額				
均等割額					
合計					

年税額 ①＋②＋③	給与からの特別徴収税額 ①	公的年金からの(仮)特別徴収税額 ②	普通徴収税額 ③	所得割より控除することができなかった配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除額
				還付額

4

◇課税（非課税）証明書で確認する方法

市民税所得割額＋税額控除額（市分控除額）

「市民税・県民税課税（非課税）証明書」の「市民税 所得割額」と「税額控除の内訳 市分控除額」の合計額（ただし、「調整控除」「調整額」は除く）で算定します。

「その他税額控除等」は「配当控除」と「外国税額控除」の合計額

税証第 号

令和 年度（令和 年分） 市民税・県民税・森林環境税 課税証明書

賦課期日
現在住所

賦課期日
氏名

見本

所得区分	所得金額（円）	所得区分	所得金額（円）	所得控除の内訳	控除額（円）	扶養控除	人数	本人該当
総所得金額	0	分離短期譲渡（特別控除）		雑損	0	配偶者		特別障害
（給与収入）		分離長期譲渡（特別控除）		医療費	0	老人配偶者		その他障害
給与所得				社会保険料	0	扶 持 特 定		特別寡婦
営業等		株式等の譲渡		小規模共済	0	（内同居）		寡婦・寡夫
農業				生命保険料	0	老 人		勤労学生
不動産		分離上場株式等の配		地震保険料	0	養 15歳未満		未成年
利子		先物取引				その他		
配当		山林		障・寡・勤	0	障（内同居）		
		総合退職		配偶者	0	害 特 別		
（公的年金収入）				配偶者特別	0	者		
雑	0	繰越損失額		扶 養	0	税額控除の内訳		市分控除額（円）
譲渡・一時		繰越損失		基礎	0	調整控除	対象外	0
		雑繰越損失		所得控除合計		住宅借入金		0
		株式繰越損失		課税標準額		寄附金		0
		先物繰越損失		総 合		調整額	対象外	0
		居住用繰越損失		分離短期	0	その他税額控除等		0
				分離長期	0	配当・譲渡割		
				株式・分離配当	0			
				先物取引等	0			
合計所得金額	0	所得割額	0	所得割額	0	所得割額	0	年税額
総所得金額等	0	市民税（円）	0	県民税（円）	0	均等割額	0	0
		均等割額	0	均等割額	0	均等割額	0	
		均等割減免額	0	均等割減免額	0	均等割減免額	0	

表記のとおり相違ないことを証明します。
令和 年 月 日
神奈川県逗子市長

* この証明書は、所得証明書を兼ねています。

※令和6年度課税（非課税）証明書は令和6年1月1日時点で住民登録のあった自治体で発行できます。

◇海外で収入がある方の確認方法

海外で収入がある方は、令和5年1月1日から令和5年12月31日までの海外収入と社会保険料等を証明する書類（W2等）をご提出いただき、収入を日本円に変換した上で仮の市民税額を算出します。証明書類は勤務先により異なりますので、職場でご確認ください。